

第二次世界大戦を終わらせる：ヘルシンキ宣言と歴史の見直し

2022年東京外国語大学世界史セミナー
2022年8月2日、担当：篠原 琢

はじめにー「第二次世界大戦の記憶」と1980年前後の状況

- ・ ヨハネ＝パウロ二世のアウシュヴィッツ訪問（1979年）
- ・ ポーランド＝ユダヤ人関係の省察（Znak、1982年）
- ・ チェコスロヴァキアにおける「追放論」
- ・ 中央ヨーロッパ論

I. チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放

1. 「野蛮な追放」（1945年5月～8月初頭）と「組織的追放」（1946年初頭～10月、ないし1950年代初頭）→ポツダム協定第12条

- ・ XII. ORDERLY TRANSFER OF GERMAN POPULATIONS.

The Three Governments, having considered the question in all its aspects, recognize that *the transfer to Germany of German populations, or elements thereof, remaining in Poland, Czechoslovakia and Hungary, will have to be undertaken. They agree that any transfers that take place should be effected in an orderly and humane manner.*

Since the influx of a large number of Germans into Germany would increase the burden already resting on the occupying authorities, they consider that the Control Council in Germany should in the first instance examine the problem, with special regard to the question of the equitable distribution of these Germans among the several zones of occupation. They are accordingly instructing their respective representatives on the Control Council to report to their Governments as soon as possible the extent to which such persons have already entered Germany from Poland, Czechoslovakia and Hungary, to submit an estimate of the time and rate at which further transfers could be carried out having regard to the present situation in Germany.

The Czechoslovak Government, the Polish Provisional Government and the Control Council in Hungary are at the same time being informed of the above and are being requested meanwhile to suspend further expulsions pending an examination by the Governments concerned of the report from their representatives on the Control Council.

2. 追放政策を支えた論拠

同時代人の認識

エドワルト・ベネシュ大統領：「ネメシスは正しくも、この共和国に巣くっていた害虫を罰した。憎しみも持たず、敵意も持たず、しかしまた同情することもなく、ただ正しいことを遂行しているのだ、という確信を持って、私たちはドイツ人の追放を見守っていた。今日より、法的にばかりでなく、現実にもわが国は国民国家に、チェコ人とスロヴァキア人だけの国家になった。」（1946年10月28日、プラハ、ヴァーツラフ広場における式典にて）

クレメント・ゴトワルト首相：「今日と明日、最後のドイツ人の移送列車が共和国をあとにする。わが国民とわが国家の年来の敵に対する偉大な勝利を、これ以上にあきらかにするものがあるだろうか。ドイツ人追放が終了することは同時に、わが国民の解放の頂点、わがチェコの地に外から進入してきた外来の敵対分子に対してわが国民が数世紀にわたって、闘って来た闘争の終結をつげるものなのである」（同上）

ノセク内相：「われわれは、ドイツ人の移送が直接にヨーロッパの利益になる、という立場だ。問題の本質を知らないか、現実の状況を理解していないか、場合によっては、われわれに敵対的な理由から、この解決策に同意せず、これを非人道的だとするような論議や非難がなされたとしても、この立場が覆されることはない。もちろん、そのような議論をする勢力は取るに足らない。…われわれがともに実行し、目撃してきたこの行為は、国民史にもっとも美しい文字をもって書き込まれることになるだろう。そして、これを実現した瞬間、これを実現した世代は、子々孫々にわたって賛美されるこ

とになるだろう」(1946年10月29日、最後の追放列車の出発を記念するカルロヴィ・ヴァリ市立劇場における記念式典)

「当時、フス派の軍隊がこのくから外人の群れを追い出した。その戦いの勝利に全世界が驚愕したものだ。今日、最大の世界戦争を経て、当時フス派がはじめたことを私たちは完遂しようとしているのだ」(『移住 *Osídlování*』, I/2, 1946年6月10日)

- ・ 国民史の枠組みでの解釈：「チェコ人とドイツ人の戦い」
- ・ 「歴史的」解釈：過酷な占領→リヂツェ Lidice の象徴性
- ・ 法的正当化：ドイツ国籍の取得←ミュンヘン協定の無効論
- ・ 国際的な承認：ポツダム協定
- ・ 将来にわたる「民族問題」の解決：「第三の世界戦争」の予防

→こうした論拠から、「追放」問題は、歴史的に解決済みの問題として処理され、追放、あるいは追放によって生じたさまざまな結果を議論の俎上にのせることは、この「解決」に疑念をさしはさむものとされた。それは、ドイツの「復讐主義者」であり、「ファシスト」であり、チェコ国民とスロヴァキア国民の「敵」であった。

II. ヘルシンキ宣言と「憲章 77」

1. プラントの東方外交から全欧安全保障会議 (CSCE, 1975) ・ ヘルシンキ宣言へ

I. Sovereign equality, respect for the rights inherent in sovereignty

The participating States will respect each other's sovereign equality and individuality as well as all the rights inherent in and encompassed by its sovereignty, including in particular the right of every State to juridical equality, to territorial integrity and to freedom and political independence. They will also respect each other's right freely to choose and develop its political, social, economic and cultural systems as well as its right to determine its laws and regulations.

Within the framework of international law, all the participating States have equal rights and duties. They will respect each other's right to define and conduct as it wishes its relations with other States in accordance with international law and in the spirit of the present Declaration. They consider that their frontiers can be changed, in accordance with international law, by peaceful means and by agreement. They also have the right to belong or not to belong to international organizations, to be or not to be a party to bilateral or multilateral treaties including the right to be or not to be a party to treaties of alliance; they also have the right to neutrality.

II. Refraining from the threat or use of force

The participating States will refrain in their mutual relations, as well as in their international relations in general, from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the purposes of the United Nations and with the present Declaration. No consideration may be invoked to serve to warrant resort to the threat or use of force in contravention of this principle.

Accordingly, the participating States will refrain from any acts constituting a threat of force or direct or indirect use of force against another participating State.

Likewise they will refrain from any manifestation of force for the purpose of inducing another participating State to renounce the full exercise of its sovereign rights. Likewise they will also refrain in their mutual relations from any act of reprisal by force.

No such threat or use of force will be employed as a means of settling disputes, or questions likely to give rise to disputes, between them.

III. Inviolability of frontiers

The participating States regard as inviolable all one another's frontiers as well as the frontiers of all States in Europe and therefore they will refrain now and in the future from assaulting these frontiers.

Accordingly, they will also refrain from any demand for, or act of, seizure and usurpation of part or all of the territory of any participating State.

IV. Territorial integrity of States

The participating States will respect the territorial integrity of each of the participating States.

Accordingly, they will refrain from any action inconsistent with the purposes and principles of the Charter of the United Nations against the territorial integrity, political independence or the unity of any participating State, and in particular from any such action constituting a threat or use of force.

The participating States will likewise refrain from making each other's territory the object of military occupation or other direct or indirect measures of force in contravention of international law, or the object of acquisition by means of such measures or the threat of them. No such occupation or acquisition will be recognized as legal.

→ヘルシンキ宣言は I. 現存（第二次世界大戦後）の国家の主権の尊重、領域・国境の保障、武力不行使、II. 文化・学術・科学交流、III. 人権・市民的権利の尊重を謳っている。全欧安全保障会議はヴィリ・ブランツが二国間交渉（西ドイツ/ソ連、ポーランド、東ドイツなど）を通じて試みた「東方外交」（東ドイツ、オーデル・ナイセ国境の事実上の承認）で試みた二国間交渉（西ドイツ・ソ連）を多極間交渉・合意に発展させ、定着させたものであった。

→I と III の「妥協」？

2. 「憲章 77(Charta77)」の挑戦

1976年10月13日、チェコスロヴァキア社会主義共和国法令集に、「市民的権利・政治的権利に関する国際条約」、ならびに「経済的・社会的・文化的権利に関する国際条約」が公表された。これらの条約は、共和国の名において1968年に署名され、1975年にヘルシンキにおいて確認されたものであり、1976年3月23日より、わが国で発効した。この日より、わが国の市民はこの諸条約にのっとった権利を行使し、国家はそれにのっとった義務を負うことになった。

これらの条約が保障する自由と権利は、重要な文明的価値であり、歴史の中で、それらをもとめて多くの進歩的な人々が苦心してきたものである。それが法律となったことは、わが国の社会の道徳的発展を深く助けるものであろう。したがってわれわれは、チェコスロヴァキア社会主義共和国がこれらの諸条約に加わったことを歓迎するものである。

これが公開されると、あらためて緊急に思い起こされるのは、基本的な市民権のいかに多くが、わが国では、残念ながら、ただ、紙の上にとどまっているのか、ということである。

たとえば、第一の条約の第19条に保障された言論の自由など、まったくの幻である。

責任を共にしているという感覚を持ち、市民的参加には意味があると信じ、市民的参加に新しい、より効果的な表現を模索しなければならないと考えて、私たちは「憲章七七」を創設することとした。…自らの活動領域の中で、政治・国家権力と建設的対話を行おうとするものである。それは特に、人権、市民的権利の侵害のさまざまな具体的事例に注意を向け、それを記録し、解決方法を提起し、人権・市民的権利とその保障を深めていくために、より一般的な提案を行い、不法によって呼び起こされた紛争状況の調停者となろうとするものである。

III. 「歴史に対する責任」

1. 「ダヌビウス」論文の衝撃（ダヌビウスことヤーン・ムリナーリク Ján Mlynárik、「チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放に関するテーゼ」、『証言』57/1978、Danubius, „Tézy o vysídlení československých Nemcov“, Svědectví 57/197, Paris.

「ドイツ人追放」の位置づけ：「単に居住場所をかえ、祖先からの故国を捨て、故郷を喪失するのは、それだけで人間としての大きな苦痛であるが、追放はジェノサイドにも比較しうる」

第二次世界大戦後の「中央ヨーロッパ・ドイツ人」の移送は、1940年代のソ連における民族移住政策に直接の根を持っている。→「そこでは非合理的な報復という考えが適用され、東洋的・アジア的な野蛮な方法が実践された。最高の政治的レベルでは、それはスターリンとソ連の権威によって実現された。中央ヨーロッパ・ドイツ人の悲劇の序曲は、沿ボルガ・ドイツ人の悲劇に始まり、ク

リミア・タタール人のジェノサイドで頂点を迎えたのである。ただし、中央ヨーロッパでの移送は、その人数、規模、『集団的罪科の原則』の適用の点で、ロシア帝国における東洋的・アジア的移送を凌駕している。」

チェコ史におけるドイツ人：「長い歴史的発展を最後のほんの数年の現実に帰することはできない。コンラート・ヘンラインとカール・H・フランクとは、その発展の有機的な結末ではないのである。…それは一時的な歴史的逸脱であり、チェコスロヴァキア・ドイツ人の歴史的連続性が意味するところとは関係がない。」

「集団的罪科」論→チェコスロヴァキアの解体、第二次世界大戦の開戦にチェコスロヴァキアのドイツ系住民が最大の責任を有するというベネシュの議論

「チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放には、一貫しない、恣意的で偶然的な要素がみられ、理念的にも、政治的にも、組織的にも準備されておらず、論理的というより、非合理的、場当たりに実現された。」

全体主義的な方法…「私たちの国民の体内に多くの抑圧的要素が頂点に達したのは、1950年代のことであり、それらは今日まで残っているが、それが始まったのは、1948年の共産党の権力掌握のあとではなく、1945年にすでにはじまっていたのである。」

・追放の結果

チェコスロヴァキアの生存形態→東への依存：「5月9日は占領者がかわった日にすぎない。1948年2月は1945年5月9日の論理的帰結であり、1968年もその論理的帰結である。」

チェコスロヴァキア国家の存在理念の否定：「『これだけの不正に対しても、私たちが溺れなかったのはなぜか。理念に忠実で、人間の自由、ネイションの自由、万人にとっての真実、正義、信仰、人間性という熱い思いに忠実だったためではないか。歴史の流れのなかで、私たちはいつでも、恣意に対する真実、全体主義に対する自由、刹那的なスローガンに対する偉大な理念の側にあったのではないか。…ネイションとして、国家として、こうした理念に忠実であり続け、自由な生に対するみずからの権利を主張するのか、あるいはそれらをないがしろにし、文化的なネイションと呼ばれることを断念して、独立国家を失うのか。国家は、その建国の理念によって維持される。わが国は人間的な民主主義の原則の上に建国され、そのようなものとして世界に場を確保した。そのようなものとして、自由な諸ネイションの一員となる権利をえたのだ。』1946年5月の『地平 *Obzory*』誌のこの警告は、すでに脅しではなかった。ある歴史的段階の最後を画すものであり、同時に新しい段階を予言するものでもあったのだ。」

→「チェコスロヴァキア・ドイツ人の大量追放は、基本的人権の侵害を意味する。故郷への権利、祖国への権利の侵害を。今日、私たちが熱心に人権を擁護し、人権を守るために戦っているのならば、故郷と祖国への権利を、現在だけでなく、歴史的な意味においても第一の公理としなければならない。もちろん、これは何もナチスやファシストの殺人者たちを弁護するものではない。…かれらには罰が下ったし、歴史の裁決も下るであろう。けれども近い過去にわが国において犯罪が行われ、今日までそれに対する沈黙が支配し、私たちの未来を錯綜させていることに目を閉ざしてはならない。チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放は、ただドイツ人の悲劇なのではない。それは私たちの悲劇でもある。追放とその結末について、私たちはまず自分たち自身で、自分たちのために清算しなければならない。…私たちの罪は私たち自身の責任で贖わなければならないのである。…」

2. ダヌビウス論文への反応

ミラン・ヒュブル；「チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放についての注釈」(Milan Hübl, „Glosy k vysídlení československých Němců“): 問題の高度な政治性からすれば、政治的・国際政治的関連と方法論・事実選択は切り離せない。

・ 追放は、歴史的に所与の条件下でほかに選択肢は存在しない。6年間、そのような形で占

領が続いたあとには、追放は理解しうるものであり、歴史的主体に向かって、何をすべきであったのか後から忠告することはできない。

- ・ 占領政策に対する注釈：ミュンヘン協定からチェコスロヴァキア解体に至る過程の連続性、必然性、明確な目的をもったゲルマン化が実行されたことをダヌビウスは理解していない。
→「野蛮な追放」段階の蛮行は批判されるべきではあるが、理解しうるものである。大戦直後の行動については先行する時期に起こったことを抜きにしては理解できない。
- ・ ドイツの側からの国境見直し論へのヒュブルの警戒←国境線見直しにむけて、ダヌビウスの議論が援用される危険。

ズデニェク・ムリナーシ Zdeněk Mlynář の批判(Dopis Zdeňka Mlynáře Radomíru Lužovi, *Svědectví*, 1979, vol. XVI, no.59)：「さまざまな人々が 45 年にも及んで、何をなぜ恐れているのだろう。議論が始まった時からこの問いに対する答えこそが、チェコスロヴァキアからのドイツ人に追放に関するあれやこれやの事実の解釈の是非よりはるかに重要だと私は考えている。」第二次世界大戦後の「現状 Status quo」の固定：ヒュブルは「ドイツ再統一の可能性は存在しない、と書いている。そうソヴィエト帝国が存在する限り、そのような可能性は存在しない。」

リオ・プライスネル (Dopis Rio Preisnera, *Svědectví*, 1979, vol. XVI, no.59)

「(中央ヨーロッパの本質は明確なネイションの境界、つまりドイツ人地域とチェコ人地域とを切り分けることができないところにある) ヤン・パトチカならこういっただろう。ドイツ人追放によって私たちは歴史を数式化してしまった。それは歴史の全面的破壊と同じである。論理的必然として、それに続くのはこうである。チェコ人とドイツ人の境界は絶対化され、自由な西洋世界と、非人間的な数式の世界、存在からして異質な全体主義体制の権力との境界となった。それは『存在として異質な歴史』の始まりを画すものである。皮肉なことに、ドイツ人の追放によってチェコ人は西洋世界、つまりみずからの歴史的境界の外に追放し、みずからを無限の空間に封じ込めたのであった。」

- ・ 「チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放」をめぐる議論には以下の問いが通底している。
1. 市民社会が負うべき「歴史への責任」(チェコスロヴァキア・ドイツ人の追放は…私たちの悲劇でもある)
 2. 第二次世界大戦の結果をどのように捉えるか：
 3. 「全体主義」からの内的・歴史的解放→「東洋的・アジア的野蛮」、「存在として異質な歴史」→「ヨーロッパへの回帰」

IV. 「プラハ宣言」

1. ボヘムス、「チェコスロヴァキアからのドイツ人の追放についての立脚点」Bohemus (Toman Brod, Jiří Doležal, Milan Otáhal, Petr Pithart, Miloš Pojar, Petr Příhoda), Stanovisko k odsunu Němců z Československa, *Právo lidu*, 1/1980 (Zürich)

「ネイションは、真に政治的なネイション、市民からなるネイションとはならなかった。もしそうならば、ドイツ人とともに居住しているこのくにの諸問題の複雑さを理解し、その解決も可能だったかもしれない。」→ロマン主義的「言語ネイション」の形成

第一共和国への否定的評価：歴史的国境と言語境界という二つの相反する原理の適用/民族政策の不在/第一次世界大戦末期のチェコスロヴァキア軍によるドイツ系地域の「暴力的併合」/新国家の形成過程からの「排除」、etc.

第二次世界大戦の性格：ドイツ・ナチズムに対する闘争が反ドイツ戦争、ドイツ破壊戦争に転化し、将来のドイツの民主的発展、国際秩序のなかでのドイツの役割はまったく前提とされなかった。1943 年、無条件降伏要求の策定→「ここからドイツの集団的罪科、すなわち全ドイツ人が戦争、ナチズム、その他それによって行使されたすべての罪科に対して、集団的罪科を負う、と考えら

れ始めた。」＝近代法理論の否定：「ナチズムに対する容赦なき戦いは、その反対者にも刻印を残した。彼らもまたそうして人間性を深く傷つけられた。…チェコスロヴァキアからのドイツ人移送は、この立場からすれば戦勝諸国の全体的方向性の一部でしかない。また状況が異なっていれば、それは決して実現しなかっただろう。」

歴史の見通し：「これらのすべてはナチの罪に対する回答、もっともな反応であるばかりでなく、ペーメン諸邦の両住民グループの関係、かの数世紀にわたる展開の結果だった。それは民族的存在の基本的基準としてもっばら言語思想を選び出したが、この思想は相互関係の決定的瞬間に大きな役割を果たし、破滅的役割を演じたのである。」

→「道徳的価値、文明性は、大戦中に揺るがされてはいたが、ドイツ人の追放によって破壊されてしまった。それは、集団的罪科という原則を明らかに、あるいは暗に受け容れることによって実現されたからである。追放によって、国境地域では、国家の後押しを得た類例のない略奪が行われた。追放は、将来にわたってチェコ国民の道徳性に負荷をかけ、回復された共和国の自由な生活のはじまりを汚した。占領中、チェコ国民は徹底して侮辱され、ゲルマン化される運命にあった。チェコの抵抗運動が低調だったために、こうした侮辱は、大戦終結時になって、感情的な憎悪の爆発に帰結した。それは占領中のコンプレックスの代償であり、チェコの諸政治陣営はそれを利用し、愚かにも、社会は新たに健全な基礎の上に発展する、と、約束したのであった。」

←Podiven (M. Otáhal, P. Pithart, P. Příhoda), *Češi v dějinách nové doby (1848-1939)*, Praha, 1991.

2. プラハ宣言（「憲章 77」の人々が発表、1985年3月11日）

40年にわたってヨーロッパの地には戦争がなかった。しかしヨーロッパは平和の大陸ではない。まったくその逆だ。対立する二つの陣営の対峙する場所であり、常に緊張に苛まれて、全世界に対する脅威の源となっている。もしここで戦争が起これば、世界戦争になるばかりでなく、おそらく全世界に死をもたらす戦争になるだろう。

20世紀に二度も破局をもたらした古い危険性をよみがえらせてはならない。しかし現状を乗り越える可能性は、一見するほどありえないことではない。

ヨーロッパ安全保障協力会議とヘルシンキ宣言、そしてそれに続くマドリッド文書は、ただ現状を承認しただけでなく、ヨーロッパ、そしてヨーロッパ・アメリカの協力を計画したものである。ここで会議に参加したのは両陣営ではなく、平等なパートナー諸国である。そこでは全参加国家の主権が認められ、採択された国家間関係の原則が実現すれば、ヨーロッパ統一への見通しも開かれるのである。ヨーロッパ文化の伝統にしたがって、平和は国家間の関係だけでなく、国家と社会、市民と権力との関係と分かちがたいという思想が根をおろしている。

これまでのどのようなタブーも避けることはできない。

その一つがドイツの分断である。

ヨーロッパの統合を見通した時、誰にも自己実現の権利を否定することはできない。もちろんドイツ人にもだ。この権利は他者を踏みにじったり、他者の不安を見逃しては実現することができない。ヨーロッパの国境線を修正することは決して出発点にならない、と宣言しよう。ヨーロッパが関係を深めていけば、国境の意味は薄くなるだろう。しかしそれをナショナリスティックな先祖返りの機会と捉えることはできない。ドイツ人には率直に、東西ドイツ両国の国境のなかで両国が統一することを望むか、望むとすればどのような形態なのか、それを決める権利を認めようではないか。

3. 体制転換を経て

「6年間もナチズムが荒れ狂ったために、私たちは邪悪という病原菌に身を感染させることになりました。戦時中も戦後も、お互いを密告しあい、そしてついにはある集団に罪をかぶせる、という非道な原理を我がものとしたのでした。私たちの憤激はもっともなものでもありましたが、また行き過ぎてもいました。つまり、自分の国を裏切った者をきちんと裁判にかけるかわりに、私たちは彼らを国

から追放したのです。私たちの法秩序とは無縁な罰し方で罰したのです。それは処罰ではなく、復讐でした。そのうえ、私たちが彼らを追放したのは、一つ一つの犯罪行為を証拠立てた上のことではありませんでした。ただ、ある民族の一員だから（ドイツ人の一人だから）、ということだけで追放したのです。こうして歴史的正義に道を拓いていると思ひ込みながら、私たちは多くの無辜の人々を、とりわけ女性や子供たちを傷つけていたのです。…」

（1990年を迎えて—ヴァーツラフ・ハヴェル、1990年3月15日、プラハ城での演説の一節）

おわりに

- ・ 第二次世界大戦を過去に葬る：1. 第二次世界大戦の結果がいかに「不正義」に満ちたものであっても、それを受け入れる（ドイツ・ポーランド国境、ポーランド東部地域、住民追放）。2. 「不正義」に対する歴史的責任を問う（法的責任・政治的責任・歴史的責任・道徳的責任）。イェジ・ギェドロイツ
- ・ 「ケニア、そしてほとんどすべてのアフリカの国は、帝国の終焉によって生まれました。私たちの国境線は私たち自身が引いたものではありません。それらはロンドン、パリ、リスボンといった遠く離れた植民地宗主国の首都で、かつてあった諸国家などまったく考慮せずにそれらを切り裂く形で引かれたのです。独立に際して、もしわたしたちがエスニシティ、人種、あるいは宗教面での同質性を基礎とする国家をめざすことを選んでいたら、何十年も経った今も、血なまぐさい戦争を繰り返していたことでしょう。その代わりに私たちは、受け継いだ国境線を受け入れることにするが、それでもなお、全大陸的な政治的・経済的・法的な統一をめざすことにしよう、と合意しました。」（国連安保理におけるケニア国連大使の発言、2022年2月21日、栗田訳、『世界』No.957）
- ・ 「ホロコーストの絶対性」：ほぼすべてのヨーロッパ諸国（中央ヨーロッパのすべての国々）にあてはまる歴史的責任
- ・ 2000年代にはじまる犠牲者神話への回帰：ファシズムとコミュニズム（「記憶」論の隆盛）。リトアニア、ポーランド、ハンガリー、ウクライナ（ウクライナ蜂起軍、シチェパン・バンデラ）
- ・ ソ連の解体、「境界地域」としての旧ロシア帝国西部→「ヨーロッパ」化？

参考

「イデオロギーは、権力による現実解釈であるから、それは常に究極には権力の利益に服することになる。したがって、イデオロギーは自然な傾向として、現実から遊離し、見せかけの世界を創り、儀礼的なものとなっていく。全体主義体制下では、イデオロギーが現実からどんどん遊離するものを阻むものはなにもないので、それは次第にポスト全体主義体制下で実現してしまったものになってゆく。すなわち、現実との意味的な接触を失った見せかけの世界、単なる儀礼、形式化した言語であって、それは儀礼的な記号システムとなり、現実に対して、擬似現実をとってかえることとなる。…理論そのもの、儀礼そのもの、イデオロギーそのものが人々を左右する決定を行うのであって、その逆ではない。」

「イデオロギーが現実との接触を失うと、それは本来の非常に生々しい強さを発揮する。イデオロギーはそれなりの現実となり、場合によっては現実そのものより大きな重みを獲得する。儀礼がいかに見事かということのほうが、儀礼の蔭にある現実より重要になるのである。ある現象の意義は、現象そのものではなく、それが概念的にイデオロギーの文脈にどのように位置づけられるかによって決まる。現実が理論に作用するのではなく、理論が現実作用する。こうして権力は現実より、イデオロギーに強い関係をもつこととなる。こうして、逆説的なことに、理論、イデオロギーが権力に奉仕するというよりも、権力がイデオロギーにほうしすることになるのである。」

(ヴァーツラフ・ハヴェル、「力なき者たちの力」)

「現在の全体主義体制の根本的な支柱は、真理と権力を独占する単一の中心的な主体が存在すること、つまりある種の制度化された「歴史理性」が存在することにある。それがあらゆる社会過程の主体となるのはあまりにも当然のことである。この原則に支配される世界では、神秘性の存在する余地はない。まったく真実を所有する、ということは、前もって知られていないものは何もない、ということの意味するのである。」

「歴史は擬似歴史にとってかわられる。何周年記念のお祭り、集会、祝賀、スパルタキアード(体育祭典)の暦がそれにリズムを与える。」

(ヴァーツラフ・ハヴェル、「物語と全体主義」)

「物語の始まりは、よく知られているようにハプニングである。ハプニングとは、ある論理が別の論理の世界に侵入することであり、それは物語を生成させるもの、物語に生命力を与えるものをつくりだす。つまり、状況、関係性、葛藤である。物語もまた、それ自体の「論理」をもっているが、それはさまざまな真実、態度、思想、伝統、情動、経験、権威、社会運動などなど、他によって決せられることのない諸々の独立した諸力のあいだの対話、緊張、相互作用という論理である。…どの「演者」のどのような潜在的な力が、「相手役」のどのような行動をうながすのか、前もって知られることは決してない。それゆえに、物語の本質的な次元は、どのようなものであれ、神秘性にあるのだ。」

(ヴァーツラフ・ハヴェル、「物語と全体主義」)